

原村政施行 150 周年記念ロゴマーク募集要項

1 趣旨・目的

原村は、明治8年（1875年）1月22日に8つの新田村の合併により成立し、令和7年（2025年）1月22日に村政施行150周年の節目を迎えます。

この記念すべき節目を村全体で祝い、様々な記念事業を通じて周知し、盛り上げるため、村政施行150周年にふさわしいロゴマークを広く募集します。

2 募集内容

原村政施行150周年記念ロゴマーク

【ロゴマークの条件】

- ・原村政施行150周年を表すロゴマークであること。
- ・作品は模倣等のない自作かつ未発表のものであること。（応募作品へ原村シンボルマーク及び原村マスコットキャラクター「セロリン、ピカタン、ヤッピー」を使用する場合に限り、原村シンボルマーク・マスコットキャラクターの使用に関する事務取扱要綱第3条に規定する使用申請は不要とします。色の規定等は事務取扱要綱をご確認の上、使用してください。）
- ・色数は自由とするが、単色及びモノクロで使用できるデザインであること。
- ・縮尺を変更する場合でもイメージが損なわれないデザインであること。

3 使用目的

ロゴマークは、原村の発行する啓発物品や印刷物、原村ホームページ等をはじめ、企業・団体での取組などにおいて広く告知・広報に使用する予定です。

なお、その使用にあたっては、原村政施行150周年記念の取組に関わるものに限定します。

4 応募資格

どなたでもご応募いただけます。（年齢、住所、プロ・アマは問いません。）

5 募集期間

令和4年（2022年）12月12日（月）から令和5年（2023年）5月31日（水）まで

6 応募点数

おひとりにつき何点でもご応募いただけます。

7 応募方法

電子申請または郵送・持参のいずれかでご応募ください。

（1）電子申請による応募

電子申請専用サイト（LoGo フォーム）から提出してください。

<URL> <https://logoform.jp/form/usSk/186777>

<QRコード>



解像度 350dpi 程度で、PDF、JPEG、GIF、PNG のいずれかとしてください。

(1) 郵送・持参による応募

別紙応募用紙を原村ホームページからダウンロードして、必要事項を記入の上、下記 14 の応募先に郵送していただくか、原村役場 2 階 総務課企画振興係までご持参ください。

また、応募用紙は原村役場 2 階 総務課企画振興係及び原村図書館で配布しています。

8 審査基準

- (1) 村政施行 150 周年を印象付けるロゴマークであること。
- (2) 村政施行 150 周年記念の取組の趣旨・目的を踏まえたロゴマークであること。
- (3) 原村らしさを感じさせるロゴマークであること。
- (4) 村政施行 150 周年記念のロゴマークとして普及啓発物品等に活用しやすい作品であること。

9 賞金等

- (1) 採用作品著作者には賞状及び賞金 3 万円を贈呈します。

10 選考方法・結果発表

(1) 選考方法

理事者等の意見を踏まえ、原村政施行 150 周年記念事業実行委員会で決定します。

(2) 結果発表

- ・令和 5 年（2023 年）6 月に発表予定。
- ・採用作品及び著作者の発表は、本人に通知するとともに、村ホームページ等を通じて公表する予定です。

なお、採用されなかった方への通知は行いませんのでご了承ください。

11 個人情報の取り扱い

- (1) 応募作品に係る個人情報については、応募状況の確認、作品の審査・発表、採用作品著作者への通知・賞状の授与以外の目的で使用することはありません。
- (2) 採用作品の発表の際は、著作者の住所（市町村名まで）及び氏名を公表します。

12 著作権等に関する事項

- (1) 採用作品の著作権、その他一切の権利（商標・意匠の出願及び登録をする権利）は、すべて村に帰属するものとし、著作者は原村及び原村が指定する第三者に対して、著作者人格権を行使できないものとします。
採用作品の著作者が未成年の場合は、著作権等に係る村への帰属了承等のため、法定代理人の同意が必要です。
- (2) 採用作品について、第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合は、村では一切の責任を負いかねます。なお、村が損害を被った場合は、その損害を賠償していただく場合があります。
- (3) 採用作品のロゴマークは、作者と協議の上、加工または修正を行う場合があります。

13 応募等に関する注意事項

- (1) 応募に要する費用（デザイン費・郵送費等）については、応募者の負担とします。
- (2) 応募作品は提出後に修正することはできません。修正する場合は再度ご応募ください。
- (3) 応募作品は返却しません。
- (4) 手書き作品も受け付けますが、原則、データでの応募をお願いします。
- (5) 以下の応募は選考対象とはなりません。
 - ア 公序良俗に反する場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載をした場合
 - ウ 受賞作品が既発表のものと同じもしくは酷似している場合
 - エ 第三者の知的財産権の侵害の恐れがある場合
 - オ 法令または本募集要項に反する場合
- (6) 受付通知及び採用されなかった方への通知は行いません。また、選考経過及び結果に関する問い合わせは、一切お受けできません。
- (7) 本募集要項に記載された事項以外について取り決める必要が生じた場合は、村の判断により決定します。
- (8) 応募をもって本募集要項に同意いただいたものとみなします。

14 郵送での応募先及び問い合わせ先

原村役場 総務課企画振興係

原村政施行 150 周年記念ロゴマーク担当 宛て

〒391-0192 長野県諏訪郡原村6549番地1

電話：0266-79-7942

FAX：0266-79-5504

メール：kikaku@vill.hara.lg.jp

開庁時間：平日 8:30～17:15（12/29～1/3 除く）